

税理士試験の事業税の出題については、以前は理論問題に比重が多く置かれていましたが、近年は、計算問題も理論問題と同等の比重により出題されています。いずれにしても計算の解答なくして合格答案を作成することはできません。

事業税の計算問題は、法人事業税と個人事業税に大別されます。

法人事業税は「外形標準課税」「収入金額課税法人」「特定内国法人」「中間申告納付額の算出（合併に伴うものを含む。）」など、様々な出題が見受けられます。

個人事業税は「課税客体の判定」「青色申告」「白色申告」「事業専従者」などの様々な出題が見受けられます。

事業税の計算問題は、単に、税額を算定する問題ではありますが、法人又は個人の別、上述の様々な問題により税額を算定するまでの「課税標準」「分割基準」「税率」と学習する内容が数多くあります。

そこで、我々スタッフ一同は、計算の重要性を考え、ここに長年の講義資料の中から、「事業税」の税額計算の重要ポイントとなる問題を厳選し、初歩レベルから実際の試験レベルまで段階的に学習できるように総合計算問題集を発刊するに至りました。

学習を進めていく上で、この一冊により、少しでも受験生の方々が事業税を好きになり、計算の高得点を出せるようになって欲しいと我々講師一同願って止みません。

なお、本書は2024年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

## Subject. I

### 合格に必要な基礎項目が充実

本書の問題は、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、学習の進度に応じた税理士試験の合格に必要な項目を中心に出题がされています。また、本試験とほぼ同等の形式となっていますので、総合問題形式ならではの解答手順、解答方法を確立することができます。

この問題集の学習項目を習得することにより合格に必要な知識をマスターすることができます。

なお、法人編と個人編に問題を学習しやすいように分けてあります。それぞれ実力が無理なく養成されるように段階的に問題を掲載しています。

#### 第1章 法人事業税

試験傾向を徹底分析して収録！

問題	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄
1	A	従業者の数の算定に関する問題	4	76	<input type="checkbox"/>
2	A	事業所等の数と従業者の数の算定に関する問題	5	77	<input type="checkbox"/>
3	A	異なる分割基準を併せて行う法人の問題	6	78	<input type="checkbox"/>
4	A	特別法人の基本問題（医療法人）	7	80	<input type="checkbox"/>

#### 本試験同様の総合問題形式

次の資料に基づき、甲株式会社（以下「甲社」という。）の第20期事業年度に係る事業税の中間納付額を、前事業年度の課税標準額を基礎として算定する方法により計算しなさい。

〈資料〉

- 第20期事業年度は、令和6年4月1日から翌年3月31日までの1年間である。
- 甲社は、A県a市に本社を、B県b市及びC県c市に支社を設けて物品販売業を行っていたが、令和5年9月30日にB県b市及びC県c市に事務所を設けて倉庫業を行う乙株式会社（以下「乙社」という。）を吸収合併（適格合併に該当する。）した。なお、合併後は物品販売業を主たる事業としてこれらの事業を併せて行っている。

# Subject.2

## 時間・得点を意識した練習が可能

本書の問題には制限時間が付されていますので、本試験と同様に解答時間を意識した演習を行うことができます。また、模範解答、解説が付されていますので、自己採点により、自己の学習状況を分析し、弱点の把握・強化をすることができます。

### 問題20

(制限時間25分・用紙枚数2枚)

解答時間を意識して  
解答しよう！

### 問題20 解答・解説

解答後は自己採点を！

〔1〕 課税標準額

(1) 所得の総額  

$$\frac{75,000,000\text{円}}{12} \times 6 + 36,000,000\text{円} \times \frac{6}{9} \times \frac{6}{12} = 49,500,000\text{円}$$

(2) 課税標準額（千円未満切捨）

その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在、A県、B県及びC県の3県以上に事務所等を設けて事業を行っており、かつ、資本金の額が1,000万円以上である。

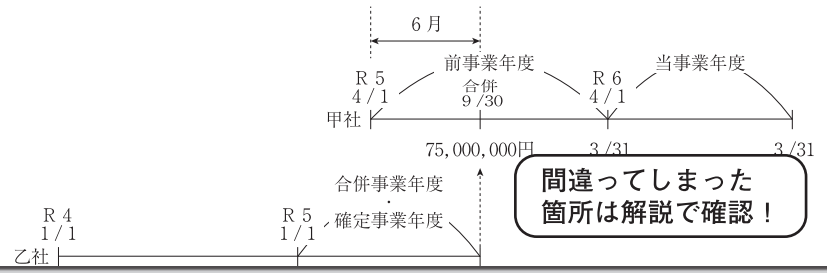
∴ 軽減税率不適用法人

49,500,000円

**解説**

設問は、前事業年度中に合併があった場合の前事業年度の課税標準額に基づく中間納付額の算定であり、合併の算式をしっかりとおさえておく必要がある。また、設問の法人に係る分割基準は、物品販売業については課税標準額の総額の2分の1相当額を事務所又は事業所の数、その2分の1相当額を事務所又は事業所の従業員の数であり、倉庫業については事務所又は事業所の固定資産の価額であるが、このように異なる分割基準を併せて行う場合には、主たる事業である物品販売業の分割基準によりすべて分割することになる。

—図 解—



## Point. I

### 解答上の注意点

- ① 問題を最後まで熟読すること。  
問題をよく読み、問題全体を把握してください。
- ② 間違えた箇所は必ずチェックすること。  
間違えた箇所については、その都度参考書等で確認をし、なぜ間違ったかを必ずチェックしてください。
- ③ 繰り返し解くこと。  
この問題集を繰り返し解くことが、計算力をつける最も適切な学習方法であると思います。  
また、解答時間を意識していただくため、各問題には解答に当たっての制限時間を付しています。  
なお、各問題に示した枚数を参考にその都度、巻末の解答用紙をコピーして解答してください。

## Point.2

### 解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>  
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア


## Point.3

### 資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

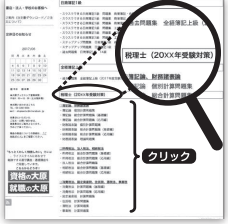
**解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！**

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。  
※一部の教材を除く

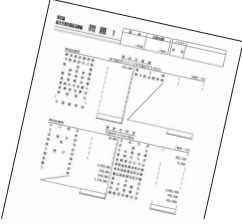
**1** トップページから「解答用紙DLサービス」  
→「ダウンロードはこちら」をクリック



**2** 「税理士」からダウンロードする  
書籍名をクリック




**3** 印刷



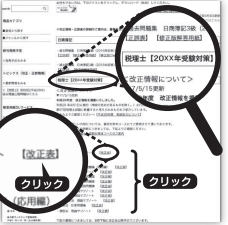
**法令等の改正に対応！**

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。  
改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！  
また、細心の注意を払って作成しておりますが、  
万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。


**1** トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」  
→「最新情報を見る」をクリック



**2** 「税理士」の項目から書籍名を確認して、  
【改正表】をクリック



**3** 印刷できます



## 第1章 法人事業税

問題	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄
1	A	従業者の数の算定に関する問題	4	76	
2	A	事業所等の数と従業者の数の算定に関する問題	5	77	
3	A	異なる分割基準を併せて行う法人の問題	6	78	
4	A	特別法人の基本問題（医療法人）	7	80	
5	A	所得課税法人の所得の算定に関する問題 No.1	8	82	
6	B	所得課税法人の所得の算定に関する問題 No.2	10	84	
7	A	法人税の明細書に関する問題	12	87	
8	A	特定内国法人の問題 No.1	15	89	
9	A	特定内国法人の問題 No.2	16	90	
10	A	特定内国法人の問題 No.3	17	91	
11	A	鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の問題	21	93	
12	A	生命保険業を行う法人の問題	22	95	
13	A	損害保険業を行う法人の問題	24	97	
14	A	少額短期保険業者の問題	26	99	
15	B	導管ガス供給業を行う法人の問題	28	101	
16	A	電気供給業を行う法人の問題 No.1	30	102	
17	A	電気供給業を行う法人の問題 No.2	32	105	
18	A	中間申告納付に関する問題	33	107	
19	B	中間申告を要する法人の確定申告納付に関する問題	37	110	
20	C	合併があった場合の中間申告納付に関する問題	39	112	
21	B	外形標準課税に関する問題 No.1	41	114	
22	B	外形標準課税に関する問題 No.2	42	116	
23	B	外形標準課税に関する問題 No.3	44	118	
24	B	清算中の法人の問題	48	121	

## 第2章 個人事業税

問題	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄		
25	A	基本問題（新規開業）	52	126			
26	A	所得税の計算の例によらない事項に関する問題	53	128			
27	A	事業専従者に関する問題	54	128			
28	A	各種控除に関する問題 No.1	55	129			
29	A	各種控除に関する問題 No.2	56	129			
30	A	事業専従者・各種控除・分割基準に関する問題 No.1	57	130			
31	B	事業専従者・各種控除・分割基準に関する問題 No.2	59	131			
32	B	所得税の確定申告書に関する問題 No.1	61	133			
33	B	所得税の確定申告書に関する問題 No.2	63	134			
34	B	所得税の確定申告書に関する問題 No.3	65	135			
35	B	社会保険診療に関する問題	68	137			
36	C	事業の廃止に関する問題	70	140			

---

# 問 題 編



第 1 章

法人事業税

# 問題 1

(制限時間20分・用紙枚数 2 枚)

## 【従業者の数の算定に関する問題】

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A県、B県及びC県において事務所を設けて家具の製造業を行う法人である。甲社の第31期事業年度に係る事業税額を計算過程を明らかにしながら算定しなさい。

### 〈附記事項〉

- (1) 甲社の第31期事業年度は、令和6年4月1日から同年9月30日までである。
- (2) 甲社の資本金の額は、当期首において8,000万円であったが、期中に増資を行い、期末現在では10,000万円となっている。
- (3) 第31期事業年度の所得の総額は150,000,000円である。
- (4) 甲社の各事務所の各月末日現在の従業者の数は、次のとおりである。

(単位：人)

	R <sub>10</sub> <sup>5</sup>	11	12	R <sub>1</sub> <sup>6</sup>	2	3	4	5	6	7	8	9	備 考
A県 a 事務所(工場)	—	—	15	14	14	14	13	12	11	11	12	12	12/5に 新設
A県 b 事務所(本社)	70	68	69	68	66	67	65	64	64	62	63	62	—
A県 c 事務所(支社)	8	13	13	13	14	14	16	16	17	17	16	16	—
A県 d 事務所(支社)	17	17	16	16	17	15	15	14	—	—	—	—	6/20に 廃止
B県 e 事務所(工場)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	20	20	7/15に 新設
B県 f 事務所(工場)	18	18	18	17	17	17	14	14	15	17	18	17	—
C県 g 事務所(支社)	20	23	18	14	8	9	11	10	12	19	21	20	—
C県 h 事務所(工場)	—	—	—	6	8	9	10	10	12	10	—	—	(注)
C県 i 事務所(支社)	10	11	10	8	9	8	9	5	4	—	—	—	7/3に 廃止

(注) C県 h 事務所(工場)は、1月3日に新設され、8月21日に廃止された。

- (5) A県及びC県は制限税率、B県は標準税率を採用している。
- (6) 上記以外に考慮する項目はない。

## 問題 2

(制限時間20分・用紙枚数2枚)

### 【事業所等の数と従業者の数の算定に関する問題】

A県に本店を、B県及びC県に支店をそれぞれ設置して物品販売業を行っている甲株式会社の第20期事業年度に係る各県ごとの事業税額を、次の〈資料〉により計算しなさい。

〈資料〉

- 第20期事業年度は令和6年4月1日から翌年3月31日までの1年間である。
- 第20期事業年度終了の日における資本金の額は1億円である。
- 第20期事業年度に係る所得の総額は2,546,654,025円である。
- 第20期事業年度に属する各月末日現在の事務所又は事業所の数及び従業者の数は、次のとおりである。

(単位：人、所)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 県	(4) 100	(4) 100	(4) 100	(4) 100	(4) 102	(4) 103	(4) 102	(4) 104	(4) 105	(4) 106	(4) 105	(4) 105
B 県	(2) 65	(2) 65	(2) 62	(2) 62	(2) 60	(2) 60	(2) 58	(2) 58	(2) 55	(2) 52	(2) 52	(2) 50
C 県								(1) 15	(1) 18	(1) 20	(1) 25	(1) 25

- (注) 1 本書は従業者数であり、( )内は事務所又は事業所の数である。
- 2 C県の事務所又は事業所は11月20日に新設された。
- 3 それぞれの事務所又は事業所相互間において従業者の移動はない。
5. A県及びB県の税率は、標準税率に1.1を乗じた税率であり、C県は標準税率である。

# 問題 3

(制限時間20分・用紙枚数2枚)

## 【異なる分割基準を併せて行う法人の問題】

次の資料に基づいて甲株式会社が各県に納付すべき事業税額を計算過程を明らかにしながら算出なさい。

- (1) 甲株式会社はA県及びB県の2県において倉庫業（主たる事業）、B県で物品販売業（電気器具販売）を行っている。
- (2) 事業年度は、令和6年4月1日から翌年3月31日までである。
- (3) 期末資本金の額は、8,000万円である。
- (4) 事業年度において、倉庫業4,000万円、物品販売業1,000万円の所得金額があった。
- (5) この法人の事業年度終了の日現在の貸借対照表に記載されている事務所又は事業所の固定資産の価額及び従業者の数は、次のとおりである。

① 固定資産の価額

倉庫業	A県	4,800万円
	B県	3,700万円
物品販売業	B県	1,500万円

② 従業者の数

倉庫業	A県	60人
	B県	30人
物品販売業	B県	20人

- (6) A県は標準税率、B県は制限税率を採用している。
- (7) 上記以外に考慮する項目はない。

---

# 解答・解説編

第 1 章

法人事業税

# 問題 1 解答・解説

## 〔1〕 課税標準額

### (1) 所得の総額

150,000,000円

### (2) 課税標準額（千円未満切捨）

事業年度終了の日現在、A県、B県及びC県の3県以上に事務所等を設けて事業を行っており、かつ、資本金の額が1,000万円以上である。 ∴ 軽減税率不適用法人

150,000,000円

## 〔2〕 分割課税標準額

### (1) 分割基準

#### ① A県

(イ) a事務所（工場）  $12人 + 12人 \times \frac{1}{2} = 18人$

(ロ) b事務所（本社） 62人

(ハ) c事務所（支社） 16人

(ニ) d事務所（支社）  $14人 \times \frac{3}{6} = 7人$

(ホ) (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)=103人

#### ② B県

(イ) e事務所（工場）  $20人 \times \frac{3}{6} = 10人$   $10人 + 10人 \times \frac{1}{2} = 15人$

(ロ) f事務所（工場）  $17人 + (17人 + 1) \times \frac{1}{2} = 26人$

(ハ) (イ)+(ロ)=41人

#### ③ C県

(イ) g事務所（支社）  $10人 \times 2 = 20人 < 21人$  ∴ 著しい変動あり

$(11人 + 10人 + 12人 + 19人 + 21人 + 20人) \div 6 = 15.5人 \rightarrow 16人$

(ロ) h事務所（工場）  $10人 \times \frac{5}{6} = 8.3人 \rightarrow 9人$

(ハ) i事務所（支社）  $4人 \times 2 = 8人 < 9人$  ∴ 著しい変動あり

$(9人 + 5人 + 4人) \div 6 = 3人$

(ニ) (イ)+(ロ)+(ハ)=28人

#### ④ ①+②+③=172人

### (2) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

A県

B県

C県

$$150,000,000円 \div 172人 \times \begin{cases} 103人 = 89,825,581円 \rightarrow 89,825,000円 \\ 41人 = 35,755,813円 \rightarrow 35,755,000円 \\ 28人 = 24,418,604円 \rightarrow 24,418,000円 \end{cases}$$

〔3〕 事業税額（それぞれ百円未満切捨）

A県 89,825,000円×7.0%×1.2=7,545,300円

B県 35,755,000円×7.0% =2,502,850円→2,502,800円

C県 24,418,000円×7.0%×1.2=2,051,112円→2,051,100円

**解説**

分割基準である事務所又は事業所の従業者の数を算定する場合において、新設・廃止・著しい変動が混在しているときは、著しい変動・廃止・新設の順で適用される。なお、「各月末日現在の従業者の数」の資料については、直接関係のない前期分の月末人数も含まれているので注意する。

## 問題2 解答・解説

〔1〕 課税標準額

(1) 所得の総額

2,546,654,025円

(2) 課税標準額（千円未満切捨）

事業年度終了の日現在、A県、B県及びC県の3県以上に事務所等を設けて事業を行っており、かつ、資本金の額が1,000万円以上である。 ∴ 軽減税率不適用法人

2,546,654,025円→2,546,654,000円

〔2〕 分割課税標準額

(1) 分割基準

① 事業所等の数

(イ) A県 12×4=48

(ロ) B県 12×2=24

(ハ) C県 5×1=5

(ニ) (イ)+(ロ)+(ハ)=77

② 従業者の数

(イ) A県 105人

(ロ) B県 50人

(ハ) C県 25人× $\frac{5}{12}$ =10.4人→11人

(ニ) (イ)+(ロ)+(ハ)=166人

(2) 課税標準額の区分（千円未満切捨）

2,546,654,000円× $\frac{1}{2}$ =1,273,327,000円



(3) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 事業所等の数

$$\begin{array}{l} \text{A県} \\ \text{B県} \quad 1,273,327,000\text{円} \div 77 \times \\ \text{C県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 48 = 793,762,285\text{円} \longrightarrow 793,762,000\text{円} \\ 24 = 396,881,142\text{円} \longrightarrow 396,881,000\text{円} \\ 5 = 82,683,571\text{円} \longrightarrow 82,683,000\text{円} \end{array} \right.$$

② 従業者の数

$$\begin{array}{l} \text{A県} \\ \text{B県} \quad 1,273,327,000\text{円} \div 166\text{人} \times \\ \text{C県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 105\text{人} = 805,417,680\text{円} \longrightarrow 805,417,000\text{円} \\ 50\text{人} = 383,532,228\text{円} \longrightarrow 383,532,000\text{円} \\ 11\text{人} = 84,377,090\text{円} \longrightarrow 84,377,000\text{円} \end{array} \right.$$

③ 合計

$$\text{A県} \quad 793,762,000\text{円} + 805,417,000\text{円} = 1,599,179,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 396,881,000\text{円} + 383,532,000\text{円} = 780,413,000\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 82,683,000\text{円} + 84,377,000\text{円} = 167,060,000\text{円}$$

〔3〕 事業税額（それぞれ百円未満切捨）

$$\text{A県} \quad 1,599,179,000\text{円} \times 7.0\% \times 1.1 = 123,136,783\text{円} \longrightarrow 123,136,700\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 780,413,000\text{円} \times 7.0\% \times 1.1 = 60,091,801\text{円} \longrightarrow 60,091,800\text{円}$$

$$\text{C県} \quad 167,060,000\text{円} \times 7.0\% = 11,694,200\text{円}$$

**解 説**

物品販売業（その他の事業）の場合には、分割基準は、課税標準額の総額の2分の1相当額を事業所等の数、その2分の1相当額を事業所等の従業者の数により分割することに注意すること。

## 問題3 解答・解説

〔1〕 課税標準額

(1) 所得の総額

$$40,000,000\text{円} + 10,000,000\text{円} = 50,000,000\text{円}$$

(2) 課税標準額（千円未満切捨）

事業年度終了の日現在、A県及びB県の2県のみにも事務所等を設けて事業を行っている。

∴ 軽減税率適用法人

- ① 年400万円以下  
4,000,000円
- ② 年400万円超年800万円以下  
8,000,000円 - ① = 4,000,000円
- ③ 年800万円超  
(1) - (① + ②) = 42,000,000円

〔2〕 分割課税標準額

(1) 分割基準

- ① A県 48,000,000円
- ② B県 37,000,000円 + 15,000,000円 = 52,000,000円
- ③ ① + ② = 100,000,000円

(2) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

- ① 年400万円以下  
A県 4,000,000円 ÷ 100,000,000円 × { 48,000,000円 = 1,920,000円  
B県 { 52,000,000円 = 2,080,000円
- ② 年400万円超年800万円以下  
①と同じ
- ③ 年800万円超  
A県 42,000,000円 ÷ 100,000,000円 × { 48,000,000円 = 20,160,000円  
B県 { 52,000,000円 = 21,840,000円

〔3〕 事業税額（それぞれ百円未満切捨）

- A県 1,920,000円 × 3.5% = 67,200円  
 1,920,000円 × 5.3% = 101,760円 → 101,700円  
 20,160,000円 × 7.0% = 1,411,200円  
 合計 1,580,100円
- B県 2,080,000円 × 3.5% × 1.2 = 87,360円 → 87,300円  
 2,080,000円 × 5.3% × 1.2 = 132,288円 → 132,200円  
 21,840,000円 × 7.0% × 1.2 = 1,834,560円 → 1,834,500円  
 合計 2,054,000円

**解説**

甲株式会社は軌道の延長キロメートル数以外の異なる分割基準が適用される事業を併せて行っているので、主たる事業である倉庫業の分割基準「事業所等の固定資産の価額」により分割する。